

# 社会福祉法人白子町社会福祉協議会

## 地域包括支援センター運営規程

平成 19 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 白子町地域包括支援センター運営事業は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行うこと及び指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を図ることにより、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする。

(事業所の名称、位置)

第 2 条 事業を行う事業所の名称、位置は次のとおりとする。

(1) 名称 白子町地域包括支援センター

(2) 位置 白子町関 92 番地 白子町社会福祉協議会内

(運営の方針)

第 3 条 高齢者の方々が住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した自分らしい日常生活を営むことが出来るように配慮し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されるようにする。

2 地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 事業の実施にあたっては、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、他支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体等との綿密な連携を図るものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

専門職員

保健師（経験のある看護師） 1 名

社会福祉士 1 名

主任介護支援専門員 1 名

2 専門職員は、指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(職員の責務)

第 5 条 支援センターの職員は、支援センターが行う事業の利用者及びその世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 支援センターの職員は、支援センターが行う事業の果たすべき役割の重要性を鑑み、各種研修会などに参加し自己研鑽に努める。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする

(3) 前項の営業日 営業時間以外に利用者又はその家族から申し出のあった場合は、必要に応じて事業を実施する。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 支援センターは、利用者の同意に基づき、生活機能、健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者その他の事業者及び関連機関との連絡調整に当たるものとする。

2 支援センターは、事業の実施に当たり、利用者に対して指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し、特定の事業者のみを有利に扱うことなくサービスの選択を求めるものとする。

3 支援センターは、事業の実施に当たり、サービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

4 支援センターは、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、無料とする。

2 利用者の申請に応じて介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

(通常の実業の実施地域)

第9条 支援センターの通常の実業の実施地域は、白子町の行政区域内とする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 支援センターは高齢者の人権擁護、虐待の防止のための必要な体制整備を行うとともに支援センター職員に対する研修を実施するものとする。

2 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに白子町に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 支援センターは利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに白子町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第12条 支援センターは、指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付け

た指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(運営協議会)

第 13 条 支援センターの運営に関する事項は、白子町介護保険運営協議会規則第 2 条第 3 号の規定により、白子町介護保険運営協議会の議を経るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 支援センターは、指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲及び業務量について配慮する。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。